

2022年3月16日

エコマーク商品類型 No.158「節水器具 Version1.1」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

「節水器具 Version1」では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定した。今回、同基本方針の令和4年2月25日付の変更に関する閣議決定により、「節水器具」の判断の基準が一部変更されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所（追加：下線部、削除：見え消し）

以下のとおり、内容として変更するのは「B 定流量弁」の節水性能のみで、それ以外は用語の表現・定義等をグリーン購入法と統一するものである。

表1 適用範囲

	製品の種類
A	節水コマ
B	定流量弁
C	泡沫キャップ
D	流量調整弁
E	手元止水機構付シャワーヘッド
F	小流量吐水機構付シャワーヘッド

- 備考)
- 1 節水コマは、呼び径 ~~13mm~~ の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマを対象とする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものを対象とする。
 - 2 定流量弁は、手洗い、洗顔または食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品 に取り替えるを取り付けるだけで節水が図れる弁を対象とする。
 - ~~3 流量調整弁は、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁を対象とする。~~

3. 用語の定義

節水コマ	給水栓において、節水を目的として製作されたコマをいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ給水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
定流量弁	弁の入口側または出口側の圧力変化に関わらず、ある範囲で常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを用いる。水流の動圧とバネを利用したものなどがあるが、一定流量の精度と許容圧力に留意を要する。
泡沫キャップ	水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャップをいう。
流量調整弁	弁の入口側または出口側の圧力変化に関わらず、常にある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。
手元止水機構付シャワーヘッド	浴室で使用するシャワーヘッドであって、吐水切替機能、流量および温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水および止水操作ができる機能を有するシャワーヘッド(ホースを含む)をいう。
小流量吐水機構付シャワーヘッド	当該シャワーヘッドを浴室シャワー水栓または浴室シャワーバス水栓に取り付けた状態で、JIS B2061:2017の5.16に規定する小流量吐水性能を満たすシャワーヘッド(ホースを含む)をいう。
給水装置	需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結した給水用具(給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓などの用具をいい、ホースなど容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まれない)をいう。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する 0.1wt%以下の不純物成分は含まない。

表 2 節水性能の基準

A:節水コマ	<p>次の要件 a)～d)をすべて満たすこと。</p> <p>a) ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。</p> <p>b) ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。</p> <p>c) 節水器具の吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>d) 電気を使用しないこと。</p>				
B:定流量弁	<p>次の要件 a)～e)を満たすこと。</p> <p>a) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 5～8L/分以下であること。</p> <p>b) 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>c) 定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応していること。</p> <p>d) 節水器具の吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>e) 電気を使用しないこと。</p>				
C:泡沫キャップ	<p>次の要件 a)～d)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>b) 水圧 0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において 5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>c) 節水器具の吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>d) 電気を使用しないこと。</p>				
D:流量調整弁	<p>次の要件 a)～e)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>b) 水圧 0.1MPa、ハンドル(レバー)開度全開において、器具設置場所での吐水流量が下記に示す数値以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="555 1906 1051 2011"> <thead> <tr> <th>機器設置場所</th> <th>吐水流量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗面所</td> <td>5L/分</td> </tr> </tbody> </table>	機器設置場所	吐水流量	洗面所	5L/分
機器設置場所	吐水流量				
洗面所	5L/分				

	<table border="1"> <tr> <td>台所・調理場</td> <td>5L/分</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>8L/分</td> </tr> </table>	台所・調理場	5L/分	シャワー	8L/分
台所・調理場	5L/分				
シャワー	8L/分				
	<p>c) 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>d) 節水器具の吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>e) 電気を使用しないこと。</p>				
E:手元止水機構付シャワーヘッド	<p>次の要件 a)~c)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 吐水切替機能、流量および温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水および止水操作ができる機能を有していること。</p> <p>b) 節水器具の吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>c) 電気を使用しないこと。</p>				
F:小流量吐水機構付シャワーヘッド	<p>次の要件 a)~c)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 当該シャワーヘッドを浴室シャワー水栓または浴室シャワーバス水栓に取り付けた状態で、JIS B 2061:2017の附属書D(規定)に定められた小流量吐水性能の試験方法で吐水力を測定し、その値が次の①または②のいずれか一つに適合していること。</p> <p>① 流水中に空気を混入させる構造を持たないもの : 0.6 N 以上</p> <p>② 流水中に空気を混入させる構造を持つもの : 0.55 N 以上</p> <p>b) 節水器具の吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>c) 電気を使用しないこと。</p>				

備考) 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061:~~2017~~の吐水流量試験に準ずるものとする。

3. 改定日： 2022年4月1日

以上